

北信越クラブユースサッカー連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、北信越クラブユースサッカー連盟と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を事務局長方に置く。

(目的)

第3条 この団体は、公益財団法人日本サッカー協会の社会的使命その理念実現のために、加盟クラブ相互の研鑽に努め、我が北信越五県に根差したサッカークラブの普及と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. サッカー競技の研究及び指導に関すること
2. 北信越規模の U-18 年代及び U-15 年代のクラブユースサッカー選手権大会の実施に関すること
3. 加盟クラブの競技力水準の向上に必要な事業に関すること
4. 加盟クラブ相互の協力関係の強化に関すること
5. 将来性豊かな選手の育成に関すること
6. クラブサッカーにおける一貫指導の啓発及び普及に関すること
7. クラブサッカーに関する情報収集及び伝達に関すること
8. 事業に関する公式記録の作成及び保管に関すること
9. その他この団体の目的達成に必要な事業に関すること

第2章 組織

(統轄)

第6条 この団体は加盟団体を統轄するものとする

(加盟団体必要事項)

第7条 加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

- ② 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

(加盟団体)

第8条 この団体は、次に該当するものを加盟団体とする。

(1) (県連盟)

この団体における県連盟とは、北信越各県におけるクラブユースサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この団体の目的に賛同した連盟とする。

(加盟クラブ)

第9条 この団体における加盟クラブとは、公益財団法人日本サッカー協会規定に従い加盟登録し、かつ、定められた期限までに所管の県連盟およびクラブユースサッカー連盟の次のいずれかのカテゴリーに加盟登録したクラブとする。

1. U-18 所属する選手が18歳未満のクラブ
 2. U-15 所属する選手が15歳未満のクラブ
- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。
- ③ 加盟クラブは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成するための条件を備えたクラブでなければならない。

(組織規程)

第10条 この団体の組織に関するその他の事項は、別に定める規程に従う。

第3章 評議員

(評議員)

第11条 この団体に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

- ② 評議員の候補者は、前事業年度終了時に各県連盟が2名以内を推薦する。
- ③ 評議員会は、前項の推薦を受けた候補者のほか、必要に応じて有識者の中から評議員を若干名選任することができる。
- ④ 各県連盟は、選任した評議員がその任期中に退任せざるを得なくなったときに備えて、あらかじめ補欠の評議員の候補者を推薦することができる。
- ⑤ 前項の推薦があったときは、評議員会の決議により補欠の評議員の選任を行う。
- ⑥ 前項の決議は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の職務及び権限)

第 13 条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款で定める事項につき承認を行うほか、理事会の諮問に応じて助言を行う。

(評議員の任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- ② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 4 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 16 条 この団体に評議員会を設置する。

- ② 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができるものとする。

1. 理事及び監事の選任及び解任
2. 理事及び監事の報酬等並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の承認
3. 決算書類並びにこれらの附属明細書の承認
4. 定款の変更
5. 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提出した資料を調査する者の選任
6. 評議員による招集の請求により招集された評議員会における、団体の業務及び会計の状況を調査する者の選任

7. その他評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- ② 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集通知)

第20条 理事長は、評議員会の日の14日前までに、その評議員会の目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第22条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって行わなければならない。
 1. 監事の解任
 2. 定款の変更
 3. その他定款で定められた事項

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この団体に、次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名以内
3. 理事長 1 名
4. 副理事長 2 名以内
5. 事務局長 1 名
6. 理事 10 名以上 16 名以内
7. 監事 2 名以内
8. 本定款第 3 2 条に規定される名誉会長等若干名

(会長及び副会長)

第 25 条 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 会長は、この団体の業務を総理する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(理事長及び副理事長)

第 26 条 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの団体を代表し、その業務を執行する。
- ③ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局長)

第 27 条 事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 事務局長は、この団体の庶務及び会計を行う。

(理事及び監事の選任及び解任)

第 28 条 理事は、各県連盟から推薦された者（各県連盟につき 5 名以内）とし、評議員会の決議によって選任する。

- ② 監事は、評議員会の決議によって選任する。
- ③ 理事及び監事は、この定款の定めに従い、評議員会の決議によって解任することができる。
- ④ 前項の場合においては、解任の決議を行う評議員会において、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより職務を執行する。

(特任理事)

第 30 条 理事長は、連盟の運営を円滑に行なうため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という。）を若干名置くことができる。

- ② 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- ③ 特任理事の任期は、第 3 4 条の規定にかかわらず、任務の完了までとする。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び委員に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(名誉会長等)

第 32 条 この団体に、名誉会長、名誉副会長及び名誉役員（顧問及び参与）を置くことができる。

- ② 名誉会長等は、理事会の推薦により、評議員会の決議を経て会長が委嘱する
- ③ 名誉会長等は、会長、理事長及び理事会の諮問に応じることができる。
- ④ 参与は、理事職に 4 年以上在職し、理事会で承認された者とする。

(事務局)

第 33 条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- ③ 事務局員は理事会の推薦により、評議員会の決議を経て会長が委嘱する
- ④ 前各号に定めるもののほか、事務局に関する規定は、別に定める規程に従う。

(役員の任期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。

- ④ 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員に対する報酬等)

第 35 条 役員は、原則として無報酬とする。

- ② 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員規程)

第 36 条 役員に関するその他の規定は、別に定める規程に従う。

第 6 章 理事会

(構成)

第 37 条 この団体に理事会を設置する。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 評議員会の招集に関する事項
2. 会長、副会長、理事長等の選定及び解職
3. 重要な組織の設置、変更及び廃止
4. その他この団体の業務の執行に関する事項（評議員会の決議を要する事項を除く。）

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- ③ 理事会を招集するときは、理事長は各理事及び監事に対して付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の 10 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第 40 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は、副理事長がその職務を代行するものとする。

(決 議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- ② 出席した理事全員による、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 常務理事会

(構 成)

第 43 条 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長 2 名、事務局長及び女子担当理事により構成する。

(開 催)

第 44 条 常務理事会は理事長が招集して原則として隔月を目途に開催し、理事長が議長となる。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行するものとする。

(権 限)

第 45 条 常務理事会は理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる案件、また会長及びまた理事長が常務理事会に付議すべきと判断した案件を審議、決定する。

- ② 常務理事会の審議・決定事項は直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

第8章 専門委員会及び運営委員会

(専門委員会及び大会運営委員会)

第46条 この団体に専門委員会及び大会運営委員会を設置する。

- ② 専門委員会及び大会運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める規程に従う。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第47条 この団体の事業遂行に要する経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加盟登録料
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

(事業年度)

第48条 この団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算書については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 決算書
- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第50条 この団体の事業の遂行上必要があるときは、理事会の承認を経て特別会計を設け

ることができる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更するには、理事会において3分の2以上の同意を得たのちに、評議員会の決議によらなければならない。

(解 散)

第52条 この団体は、理事会において4分の3以上の同意を得なければ、これを解散することができない。

(残余財産の帰属)

第53条 この団体が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、一般社団法人北信越サッカー協会に寄付するものとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて理事会で定める。

(施行期日)

この定款は、2000年（平成12年）11月1日から施行する。

※ 2004年（平成16年）2月29日、一部改正

※ 2006年（平成18年）2月27日、一部改正

※ 2016年（平成28年）4月1日、一部改正

※ 2020年（令和2年）2月16日、改正